

わが家のごみ箱は  
**SDGs**と  
つながっている!

# ごみってなに？ 資源とごみの違いはどこにあるの？

織 朱實 Ori Akemi 上智大学大学院地球環境学研究科教授

専門は環境法。廃棄物や化学物質とリスクコミュニケーションなど環境全般を対象とした研究を行っている。最近、SDGsワークショップやカードゲームのファシリテータなども積極的に行っている

## はじめに

経済が発展するにつれてさまざまな形態の「ごみ」が大量に発生していることは、連載第1回でも触れました。しかし、地球の「資源」は限られています。その資源をどんどん使用して製品を製造し、それをごみとして処分していけば、いつか私たちの生活にも限界が来ます。限られた資源をどのように配分していくかが、大きな国際問題となっているのです。こうした動きのなか、ごみをごみとして処理するのではなく、資源として活用しなければなりません。

EUの新しい政策、サーキュラーエコノミー（循環型経済）の前提となっているのも、ごみから資源への脱却です。ごみといわれている物も、突き詰めれば限りある地球の資源です。では、どこまでがごみで、どこからが資源なのでしょう？ そもそもごみとは何でしょうか？

## ごみってなに？

普段何げなくごみあるいは「廃棄物」という言葉を使っていますが、廃棄物について規定している廃棄物処理法の定義によると、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物<sup>また</sup>又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質<sup>および</sup>これによつて汚染された物を除く。）」（第2条第1項）とされています。つまり、廃棄物（以下、ごみ）は、「不要物」ということになります。

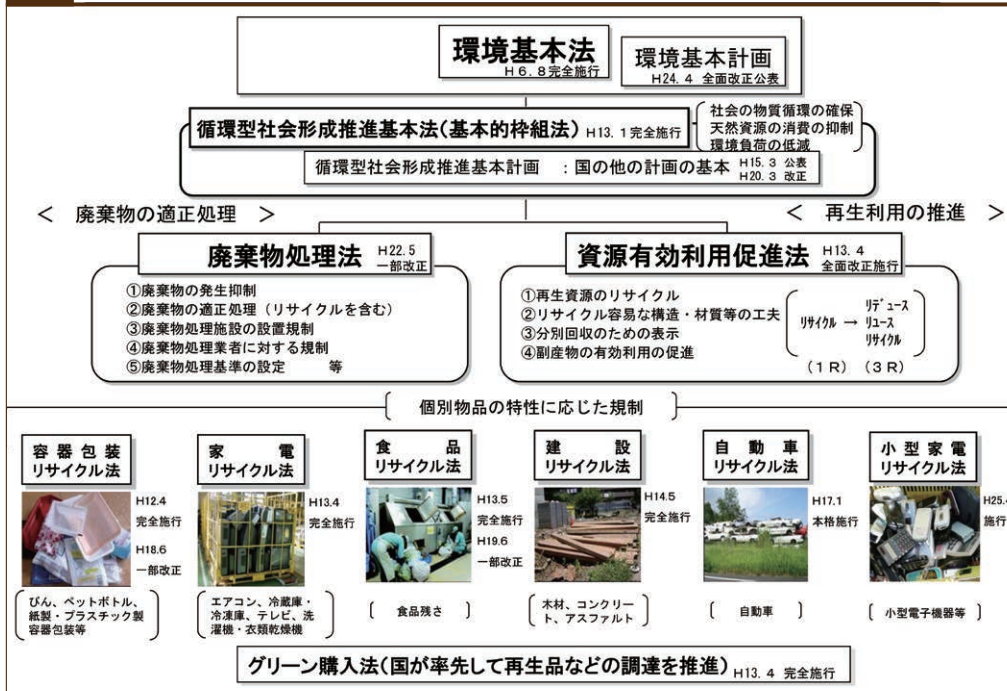
では、この不要物の判断はどのようにできるのでしょうか？ 廃棄物処理法は、もともとはごみが無秩序に投げ捨てられたり、危険な物質を

含んだごみが適正に処理されないことにより発生する環境や人の健康への影響を防止するために制定されたものです。ごみを放置することにより発生するハエや蚊、ネズミなどを媒介とする疫病を防止するという公衆衛生の観点からスタートし、有害物質を含んだごみによる環境汚染を防止するという観点まで含んで、法律によりコントロールしていこうというものです。

不要物かどうかは、客観的にその物が機能しなくなったか否かで判断する客観説で考えられていました。単純に考えると、使えなくなった車や読み終わった手紙は、その役割が終わるのでごみということになりますね。でも、大切な人からの手紙なら、たとえ読み終わっても、いつまでもごみではなくその人にとっては価値があるものです。

しかし、人の思いでごみか否かを判断すると、廃棄物処理法ではコントロールをできないため、「これは、ごみではない。自分にとっては価値のあるものだ」と主張して不法投棄が行われた<sup>てしま</sup>「豊島事件」のような事件が発生してしまいます。豆腐を作る過程で発生する「おから」がごみとして廃棄物処理法のコントロールを受けなければならないか否かが争われた「おから事件」では、最高裁判所はおからがごみであり処理する業者は廃棄物処理法の許可を取得しなければならないと判断しました（最高裁判所平成11年3月10日判決）。栄養もあり、昔からお総菜として親しまれてきたおからがごみというのは一般の感覚では腑に落ちないところですが、裁判所はおからの腐りやす<sup>ふ</sup>く、日持ちがしないという性状や、毎日大量に排出されているという状

図1 循環型社会を形成するための法体系



出典：環境省ホームページ「第三次循環型社会形成推進基本計画 循環型社会形成推進基本計画の概要」より一部抜粋  
[https://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku/gaiyo\\_3.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku/gaiyo_3.pdf)

しかし、資源として活用したくても、総合的判断基準の中の「取引価値の有無」により有償で取引されなければごみとして扱われ、リサイクルがスムーズにできないという問題が生じています。リサイクル原料の取引価値は、その時の原料の価格により左右されるため、時には有

償での取引が難しいこともあるのです。  
 況、事業者が処理費用をもらって処理をしたという点を総合的に判断しました。以降、この総合的判断がごみかどうかの判断の基本的な考え方となり、2013年3月には環境省から行政処分の指針\*1が出され、①(その)物の性状 ②排出の状況 ③通常取り扱い形態 ④取引価値の有無 ⑤占有者の意思というごみの5つの判断基準が設定されました。

償での取引が難しいこともあるのです。

## (2) EU(欧州連合)の動き

EUではサーキュラーエコノミーという考え方が2015年頃から政策の中心となっています。これは、今までの資源を採掘し、製品を製造し、廃棄するという直線的な経済システムから、ごみを新たな資源ととらえ、資源を循環させる経済のしくみで、持続可能な成長を達成しようというものです。2015年12月に「サーキュラーエコノミーパッケージ」が採択され、2020年にはサーキュラーエコノミーを加速させるための新計画「循環型経済行動計画」が発表されています。こうした政策のもとで環境と経済の統合が図られようとしており、これにより2012年から2018年には400万人の雇用が生まれています。この考え方を提案したエレン・マッカーサー財団によると、その3原則は、①自然のシステムを再生 ②製品と原材料を捨てずに使い続ける ③ごみ・汚染を出さない設計となっています。

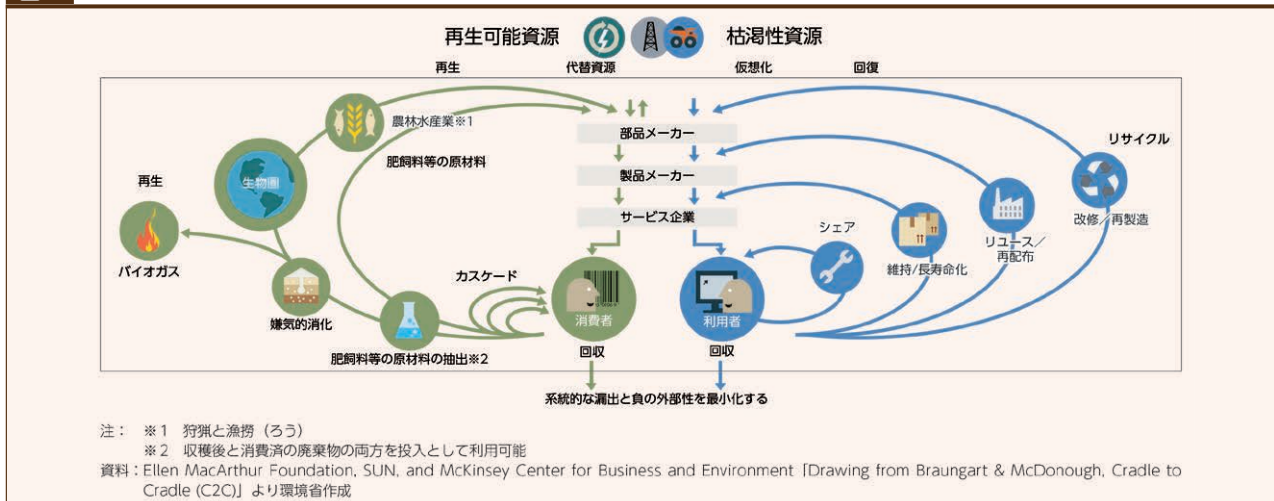
## ごみと資源との関係

### (1) 日本の動き

ごみを不要物として処理するのではなく、「有価物」である資源として再び活用していくという、いわゆる「循環型社会」に向けて日本でも1991年4月の「再生資源の利用の促進に関する法律」制定を皮切りに、「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」「自動車リサイクル法」などのリサイクル関連法が制定されました。なお、2000年には基本的枠組みを定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定されています(図1)。

\*1 環境省「行政処分の指針について(通知)」(2013年3月29日付) <https://www.env.go.jp/hourei/add/k040.pdf>

図2 EUが提案する循環経済(サーキュラーエコノミー)のイメージ



出典：環境省「平成28年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」 [https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h28/pdf/1\\_p3\\_3.pdf](https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h28/pdf/1_p3_3.pdf)

こうした新しい政策の前に、EUでは「ごみの終わり(End of Waste)」つまりごみからの卒業基準の考え方を打ち出しています。ごみからの「卒業」とは、ごみとして廃棄されるのではなく、静脈産業\*2の中に組み込まれる資源として扱える状態になったことをいいます。きちんとリサイクルされ、価値ある物として扱われることができる条件がそろえばそれはもう資源です。EUでも日本と同様に、ごみに当たるか判断する基準が問題となっており、多数の訴訟が提起されていました。そこで、EU委員会は2008年に、日本の廃棄物処理法に該当する「廃棄物枠組み指令」を改正し、どこまでがごみでどこからが資源となるのか基準を明確にしました。①特定の目的のために一般的に用いられていること ②市場ニーズの存在 ③リサイクル技術の確立 ④有害な影響を及ぼさないことなどが認定されれば、ごみから卒業し資源とされます。また、製造過程から発生するものは「副産物」として最初からごみとはせず資源とすることが明確にされました。しかし、もちろん十分なリサイクル市場や技術がなく、不適正処理、不法投棄が行われてしまっは、元も子もありません。そのための各製品ごとの品質基準も策定されています。(図2)

## おわりに

EUの基本的スタンスの中で忘れてはならないのは、廃棄物を資源として活用する政策への転換が、環境政策全体で明確にされていること、さらに製品をデザインから変えていくという流れと結び付いていることです。そうすると、ごみとして残るのは、適正管理が必要な有害な物のみとなり、そのためのコントロールは別個に行うこととなります。さらに、ごみが資源として循環されるためには、その利用が環境負荷を与えないことが大前提であり、またごみを資源とする市場が存在しなければ、どのような理念があっても、分かりやすい定義が策定されたとしても実効性はありません。また技術基準およびガイドラインが作成されていることも重要でしょう。

ここで消費者の役割が重要になってきます。そもそも、ごみを発生させないことは大切ですが、リサイクルしやすい素材で作られた製品を購入することや、リサイクル製品を積極的に購入しごみが資源へと卒業していくための市場を育てることが大切です。資源として活用される市場が広がらないと、せっかくごみから卒業しても、就職先がないということになりますね。

\*2 ごみなどの回収と再利用を図る産業